

令和5年

第10回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和5年 第10回 阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和5年9月11日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	佐藤 範一	2番	佐藤 弘明	3番	今井 健一	4番	坂梨 富男
5番	園田 賢臣	6番	江入 衣美	7番	檜木 すみ子	8番	永野 成男
9番	井手 孝義	10番	高木 正明	11番	渡邊 孝司	12番	岩下 義文
13番	光原 摂子	14番	村上 一秀	15番	工藤 宏美	16番	田中 歩
17番	古木 雄三	18番	古木 裕子	19番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1番	古澤 一雄	2番	嶋川 栄治	3番	西村 勇輝	4番	嶋川 三郎
5番	鶴林 則男	6番	齊藤 真一	7番	松永 辰博	8番	白石 隆元
9番	山口 雅章	10番	藤井 博徳	11番	伊藤 正之	12番	五嶋 誠次
13番	市原 恭市	14番	野尻 敬喜	15番	森 昭一	16番	中西 洋介
17番	林田 秀一	18番	原 元三	19番	江藤 浩明	20番	藏原 和久
21番	宮本 竜也						

5 議事

- ・報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第39号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第40号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1条の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第41号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広 主事 大和 大剛

## 7 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまより第10回阿蘇市農業委員会総会を始めたいと思います。本日は、委員19名中19名の出席で定足数に達していますので、会議規則により総会は成立いたします。それでは、会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。今年も稲刈りがはじまり、皆様にはお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。これから稲刈りや牧草の収穫作業等も本格化しますので、安全な作業をお願いします。

さて、8月22日から25日に行いました本年度1回目の農地パトロールへのご協力をしていただき、また、8月31日には熊本県立劇場において本年度の熊本県農地利用最適化推進大会があり、阿蘇市からも参加をしていただきました。参加された委員の皆様におかれましては大変お世話になりました。本日は、最適化推進委員については、第1班及び3,4,5条確認者、あっせん契約立会予定者を参集しております。それでは、提案件数ですが、1ページに記載してあるとおりですので、会期は本日1日とします。なお、議事録署名委員については、5番委員、6番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第11号農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第11号については、農地法18条第6項に基づく当事者合意による解約報告であります。

賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第11号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第11号を終わります。

続きまして、議案第39号農地法の規定による許可申請書の審議について、まず3条から説明願います。

事務局 農地法第3条による許可申請の2件の譲受人は、農地法第3条及び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条は決定します。

つづきまして、第4条、第5条の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 農地法第4条による、転用許可申請は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。譲渡人（貸人）、譲受人（借人）、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 それでは、4条5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長の7番農業委員は、現地調査の報告をお願いいたします。

7番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条の順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北西へ約780mのところになります。申請面積69㎡の敷地に倉庫及びブロック塀を設置するため宅地の拡張を計画するものです。なお、申請人の父は、申請地を自己所有の宅地と思い込み許可を受けることなく建物を設置し宅地として利用してしまったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、JR波野駅から北東へ約2.5kmのところになります。申請面積336.62㎡の敷地に簡易郵便局の建物など（建築面積：20.7㎡、駐車場：17.5㎡）の建築を計画するものです。なお、申請人の父は、昭和42年ごろに農地法の規定を知らずに農業用倉庫並びに自宅への進入路を整備してしまったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から北西へ約300mのところになります。申請面積25㎡の敷地を宅地としての拡張を計画するものです。なお、申請人は昭和55年ごろに農地法の規定を知らずに宅地として整備してしまったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から南東へ約1kmのところになります。申請面積2,704㎡の敷地に牛舎1棟（建築面積：330㎡）を計画するものです。農

地区分は、農用地区域内農地ですが、農畜産物施設は、農業の振興に資する施設として転用が可能となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北西へ約780mのところになります。申請面積77㎡の敷地に倉庫及びブロック塀を設置するため宅地の拡張を計画するものです。なお、申請人の父は、申請地を自己所有の宅地と思い込み許可を受けることなく建物を設置し宅地として利用していましたが、敷地の一部が譲渡人所有の敷地に、はみ出してしまっていたとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北西へ約780mのところになります。申請面積8.76㎡の敷地を通路として拡張を計画するものです。なお、申請人の父は、農地法の規定を知らずに道路として整備してしまったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北西へ約780mのところになります。自宅敷地が狭いことから、申請面積221㎡の敷地に家族車両の駐車場の整備を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

議長 私の方からお尋ねします。5条順位3番の案件ですが、牛舎については、畜産関係については、臭気の問題がありますので堆肥舎設備が必要ではないですか。

9番農業委員 地元の農業委員ですが今回は堆肥舎までの計画はないのですが、申請人は堆肥舎の必要性の認識はあっています。敷地内に建設は可能だと思います。

議長 畜産関係の臭気については、デリケートな問題ですのでよろしくお願いします。

事務局 頭数的に必須事項ではないのですが、計画の段階でお願いするよう注意したいと思います。また、転用は面積全体で転用申請してあるので今後堆肥舎建設については、再度申請する必要はありません。ただし農政課へ農業施設の事業変更届出は必要になるかと思っています。

議長 臭気関係については、よろしくお願いします。他に質問は、ありませんか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

農業委員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 4 条、5 条は決定します。

議 長 続いて議案第 40 号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 所有権移転の 7 件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 所有権移転について、何か質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
(異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転は決定します。

議 長 次に、2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 2 番の利用権設定については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 利用権設定について、何か質問は、ありませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
(異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定は決定します。

議 長 次に、使用貸借権設定について説明願います。

事務局 3 番の使用貸借権設定 1 件については、農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 使用貸借権について何か質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
(異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定は決定します。  
これで議案第 40 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 41 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。  
順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委

員と農業委員 13 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 10 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 9 番委員と農業委員 2 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 18 番委員と農業委員 1 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と農業委員 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と農業委員 17 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 あっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 4 1 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 4 1 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 1 0 回総会を閉会いたします。